

設計図書に対する質問・回答書

工 事 名：令和8年度 安芸灘大橋有料道路 法面補修工事

工 事 場 所：呉市下蒲刈町下島

	質問事項	回答
質問①	本工事費内訳書 構造物撤去工 防護柵等撤去工 立入防止柵撤去 横断・転落防止柵 防護柵撤去87mの 施工単価表 単第0-0045表の撤去【手間のみ】 プレキャストコンクリートブロック建込 ビーム式・パネル式（支柱間隔3m）となっていますが、 下欄 条件設定の箇所が E＝4 支柱間隔2mとなっています。 どちらが正しいのでしょうか。	支柱間隔は「2 m」で積算しております。 該当の施工歩掛は標準仕様が支柱間隔 3 mであるため、 名称・規格の記載が「ビーム式・パネル式(支柱間隔3m)」とな っております。 今回の施工は支柱間隔 2 mのため、 条件設定の箇所を「E＝4 支柱間隔2m」とし、 標準仕様の単価を補正しております。
質問②	以下の施工単価表について、雑材料の対象となる項目をご教示ください。 ・第0002号施工単価表 ・第0020号施工単価表 ・第0027号施工単価表 ・第0029号施工単価表 ・第0030号施工単価表 ・第0031号施工単価表 ・第0032号施工単価表 ・第0033号施工単価表 ・第0037号施工単価表 ・第0038号施工単価表 ・第0039号施工単価表 ・第0040号施工単価表 ・第0041号施工単価表 ・第0047号施工単価表	雑材料の対象となる項目は、次のとおりです。 ・第0020号施工単価表 ・第0027号施工単価表 ・第0037号施工単価表 ・第0038号施工単価表 ・第0039号施工単価表 ・第0040号施工単価表 ・第0041号施工単価表 ・第0047号施工単価表 →労務費を対象としています。 ・第0002号施工単価表 ・第0029号施工単価表 ・第0030号施工単価表 ・第0031号施工単価表 ・第0032号施工単価表 ・第0033号施工単価表 →全ての項目を対象としています。
質問③	単第0-0002表に計上されている「雑材料（1%）」について、 その対象となる項目が不明確となっております。 対象となる項目について、ご提示いただけますでしょうか。	単第0-0002表に計上されている「雑材料（1%）」については、 全ての項目を対象としています。
質問④	掘削土砂や資機材等の現場内小運搬のため、 モノレールの設置が見込まれていますが、 積算上は「モノレール設置・撤去費」および「賃料」のみが 計上されております。 モノレールを使用して掘削土砂や資機材等を運搬するための運搬費に ついては、別途協議の対象としていただくことは可能でしょうか。	掘削土砂や資機材等のモノレール運搬について、 監督員と協議の上、必要な運搬費は設計変更の対象とします。